様式第10－2号

【②金融機関への同行】
＊日常金銭管理通帳を預からない場合

支援計画書

（利用者）と（市町村社協）は、福祉サービス利用援助契約（令和　　年　　月　　日付）にもとづいて、次のとおり、支援のくわしい内容をさだめました。

令和　　年　　月　　日

（利用者）
住　所
氏　名　　印
（市町村社協）
住　所
名　称
会長名　　印
電話番号

【 専 門 員 】
【生活支援員】
【この計画を作った日】　令和　　年　　月　　日
【この契約の適切さを確かめる時期】　この計画を作った日から　か月目
【この計画を始める日】　令和　　年　　月　　日
【実施するサービス】■福祉サービス利用援助
□おおむね1,000万円までの預貯金通帳・証書等の預かりサービス
□その他の書類等の預かりサービス
【援助の具体的な内容】
１．専門員や生活支援員は、毎月　　回（利用者）のご自宅を訪問し、預貯金の払い戻し、預貯金の解約、預貯金の預入の手続きに同行します。

２．　必要のあるときは、専門員や生活支援員は、次の支払い等の手続きを支援します。
①　医療費や公共料金、税金、社会保険料、家賃、日用品などの代金の支払い。
②　各種福祉サービスの利用にかかる諸費用等の支払い。

３．専門員や生活支援員は、ご自宅やお住まいの場を訪問し、利用している福祉サービスについてご相談を受け、必要があれば苦情解決制度が利用できるよう支援をします。また、福祉サービスの利用の際に手続きを代行するなどの支援を行います。

４．日常生活に必要な事務の範囲内で臨時の支援を必要とするときには、（市町村社協）は、（利用者）の意思を確かめた上で、この計画にはない支援やこの計画とは異なる支援をすることができます。